

## 社会福祉法人石狩友愛福祉会 石狩希久の園 懲戒委員会概要

委員会開催日時：令和2年2月26日10時00分～12時00分

同委員会出席委員：理事長内山雅史、理事中西重利、理事片桐誠治、監事加藤英道

同委員会開催場所：光星友愛認定こども園

---

### 【議題】

令和1年12月31日発生した介護事故（誤飲窒息事故）について

→事故経緯、ご家族への対応、再発防止策について報告された。

### 【懲戒処分に該当すると考えられる職員】

常務理事内山泰博（高齢者事業担当理事）

施設長西本真典（管理者）

ケアマネージャー刑部恵（担当ケアマネージャー）

介護統括リーダー加茂整（指導責任職）

介護リーダー夏伐陽子（当日担当介護職）

介護職員笹山勇貴（当日担当介護職員）

当委員会より、以上の者の処分について「事故により入所者が死亡に至った経緯は大変な問題である」と捉え、懲戒処分を以下の通りとした。

就業規則第56条第1項第1号（契約職員等就業規則第60条第1項第1号）に抵触すると判断し、同規則第57条第1項第3号（契約職員等就業規則第61条第1項第3号）により、

- 1) 内山泰博常務理事（高齢者施設担当理事）・・・訓告
- 2) 西本真典施設長（管理監督者）・・・減給
- 3) 刑部恵ケアマネージャー・・・けん責
- 4) 加茂整介護統括リーダー・・・戒告
- 5) 夏伐陽子介護リーダー・・・戒告
- 6) 笹山勇貴介護職員・・・戒告

とする。

以上をもって当事者への懲戒とするとともに将来を戒めることとする。

なお、出席委員より、今後も同様の重大な事故が発生しないよう報告された再発防止策を徹底するよう意見された。